

〔別紙〕

様式 1

事業報告書
(自 令和5年 9月 1日 至 令和6年 8月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 内匠眼科
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 鹿児島県南九州市川辺町平山 3440 番地

(3) 設立認可年月日 平成 5 年 8 月 20 日

(4) 設立登記年月日 平成 5 年 9 月 1 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	内匠眼科	4614310235	鹿児島県南九州市川辺 町平山 3440番地	なし

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年10月20日 令和4年度決算の決定

令和5年10月20日 令和5年度の事業計画及び収支予算の決定

- (5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

- (6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

- (7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

- (8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

- (9) その他

様式 2

法人名 医療法人 内匠眼科
 所在地 鹿児島県南九州市川辺町平山3440番地

※医療法人整理番号

財 産 目 録
 (令和 6年 8月31日現在)

1. 資 産 額 62,942 千円
 2. 負 債 額 57,384 千円
 3. 純 資 産 額 5,558 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	8,553
B 固 定 資 産	54,389
C 資 産 合 計 (A + B)	62,942
D 負 債 合 計	57,384
E 純 資 産 (C - D)	5,558

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人 内匠眼科

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島県南九州市川辺町平山3440番地

貸 借 対 照 表

(令和 6年 8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	8,553	I 流 動 負 債	2,487
II 固 定 資 産	54,389	II 固 定 負 債	54,897
1 有 形 固 定 資 産	49,645	(うち医療機関債)	0
2 無 形 固 定 資 産	3,701	負 債 合 計	57,384
3 そ の 他 の 資 産	1,043	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)	0	科 目	金 額
		I 資 本 金	6,000
		II 資 本 剰 余 金	0
		III 利 益 剰 余 金	△ 442
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	5,558
資 産 合 計	62,942	負 債 ・ 純 資 産 合 計	62,942

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式6

監事監査報告書

医療法人 内匠眼科
理事長 内匠 勝秀 殿

私は、医療法人内匠眼科の令和5会計年度（令和5年9月1日から令和6年8月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実はありません。

令和6年10月20日

医療法人 内匠眼科

監事 多持 千枝子